

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

住民課 内線 245

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構から送付されていますので、年末調整・確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、平成29年10月1日から12月31日までの間に、はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号に問い合わせてください。

▼「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」のお問い合わせ先

＜ねんきん加入者ダイヤル＞

☎0570-003-004（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6630-2525

＜受付期間＞

平成29年11月1日（水）～平成30年3月15日（木）

＜受付時間＞

月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時～午後5時

祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

※☎03-6630-2525の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

扶桑町 多文化共生センター

創立10周年！

政策調整課 内線 317

“さよなら 2017”国際交流パーティー 今年も開催します



扶桑町多文化共生センター日本語教室“おしゃべりCafe”に来ている外国の人たちと楽しいひとときを過ごしませんか。

彼らのパフォーマンスやゲーム、ダンスなど、盛りだくさんの催しものを予定しています。また、今回は10周年を記念して、綿菓子（数量限定）、ぜんざい（全員）を無料サービスします。食べたり飲んだりしながら、語り合しましょう。

参加は老若男女、どなたでも大歓迎です。皆様の参加をお待ちしています。

▼日時

12月17日（日）

午後1時30分～4時30分

＜受付＞

午後0時45分～1時15分

▼場所 中央公民館 2階 講堂

▼参加費 無料

▼問い合わせ 政策調整課



昨年の国際交流パーティーの様子